

第06号

2023年
6月28日



SafetyMail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和5年5月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	1,073	15	1,313
前年	977	16	1,228
増減	+96	-1	+85

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	335	5	165
前年	300	10	145
増減	+35	-5	+20

県内の交通事故発生状況は、件数・傷者数は前年と比べて増加していますが、死者数については減少しています。

引き続き、交通事故抑止にご協力をお願いいたします。



夏の交通安全県民運動

令和5年7月15日(土)～7月24日(月)

運動の重点

1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

ドライバーの方は、子どもや高齢者等を見かけたら、その行動に十分注意して思いやりのある運転をしましょう。

歩行者の方は、道路を渡るときは左右の安全確認をして、横断歩道を利用しましょう。

2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

3 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶

飲酒運転、妨害運転等の危険運転は犯罪です。少しでもお酒を飲んだら運転はやめましょう。また、十分な車間距離を保つとともに無理な進路変更、追越し、幅寄せなどは絶対にやめましょう。

4 横断歩道利用者ファースト運動の推進

ドライバーの方は、信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

歩行者の方は、道路を横断するときは横断歩道を利用し、左右の安全確認をして、車が停止してから横断しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

お互いに思いやり、ゆずりあいの気持ちが大切です！

道路交通法改正！！特定小型原動機付自転車の交通ルール

～安全で適正な利用を～ 令和5年7月1日から

道路交通法の一部改正により、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されます。
交通ルールを正しく理解し、安全で適正な利用をお願いします。
詳しくは、[警察庁ウェブサイト](#)をご覧ください。



警察庁
ウェブサイト
特設ページ

特定小型原動機付自転車とは

次の基準を全て満たすものをいいます。

【車体の大きさ】

長さ 190センチメートル以下
幅 60センチメートル以下

【車体の構造】

- 時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること。
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- 最高速度表示灯（灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの）が備えられていること。等

※ これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、令和5年7月1日以降も、引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた交通ルールが適用されます。

これらの基準を満たさない車両の運転には、運転免許が必要です。

主な交通ルール（運転する前に）

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を運転するためには、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合
- ②自賠責保険（共済）に加入
- ③ナンバープレートの取り付けが必要となります。

運転者の年齢制限

1 6歳未満の者の運転の禁止

道路交通法第64条の2

16歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

同条第2項

何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

罰則 6月以下の懲役、又は10万円以下の罰金

安全利用のために

乗車用ヘルメットを着用しましょう。

道路交通法第71条の4第3項

特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

交通ルールをしっかりと守って

安全に走行しましょう！

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp